

平成30年度 第39回北信越中学校総合競技大会 競技会場における出店について

1 基本方針

基本的に競技会場における出店に関しては、スポーツ関係用品や栄養補給品及び写真の販売に関して、競技運営に支障をきたさない限りにおいて認めるものとする。

2 出店に関する手続き

- (1) 出店を希望する業者は、石川県中学校体育連盟事務局（金沢市立鳴和中学校内 076-253-0646）と連絡を取り、その指示に従う。
- (2) 出店を希望する競技会場が県有施設以外の場合は、競技専門部と連絡を取り、出店に関する手続きを出店業者又は競技専門部が行う。（各会場施設管理者へ連絡）
- (3) 出店を希望する競技会場が県有施設（西部緑地公園陸上競技場・いしかわ総合スポーツセンター等）の場合は、競技専門部が、出店申請を取りまとめて県に提出する。
- (4) 設置・運営および廃止に要する一切の手続きと経費（テントや備品等の手配とそれにかかる費用や施設使用料）は、出店業者が負担するものとする。

3 許可する出店の種類

- (1) スポーツ用品メーカーのコーナー
- (2) 競技写真、記念写真のコーナー
- (3) 栄養補給品のコーナー

4 出店者の選定

出店者の選定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 営業経験、実績が豊富で信頼できる業者とする。
- (2) 過去に関係法令上の違反の処分を受けていないこと。
- (3) その他、実行委員会が特に認めるもの。

5 出店申請について（石川県中学校体育連盟取りまとめ分）

- (1) 希望する業者は、石川県中学校体育連盟事務局へ出店申請書（様式1、添付書類1、2）を7月18日（水）までに提出する。
- (2) 許可条件として、出店を希望する競技プログラムへの広告及び協賛金に協力して頂く。（詳細は「大会プログラム広告及び協賛金募集要項」による）
- (3) 出店にあたり、施設使用料が生じる場合は、競技会場と連絡を取り、施設へ直接へ支払うこと。
- (4) 設置・運営および廃止に要する一切の手続きと経費は、出店業者が負担する。
- (5) 出店場所については、出店許可書とともに大会1週間前までに、各出店業者へ連絡する。

6 保健所の許可等

食品衛生関係法令により、許可または届出を必要とする出店者にあつては、直ちに営業許可申請書または業務開始届出書を所轄の保健所に提出し、許可書を受け、その許可書等の写しを石川県中学校体育連盟事務局へ提出するものとする。